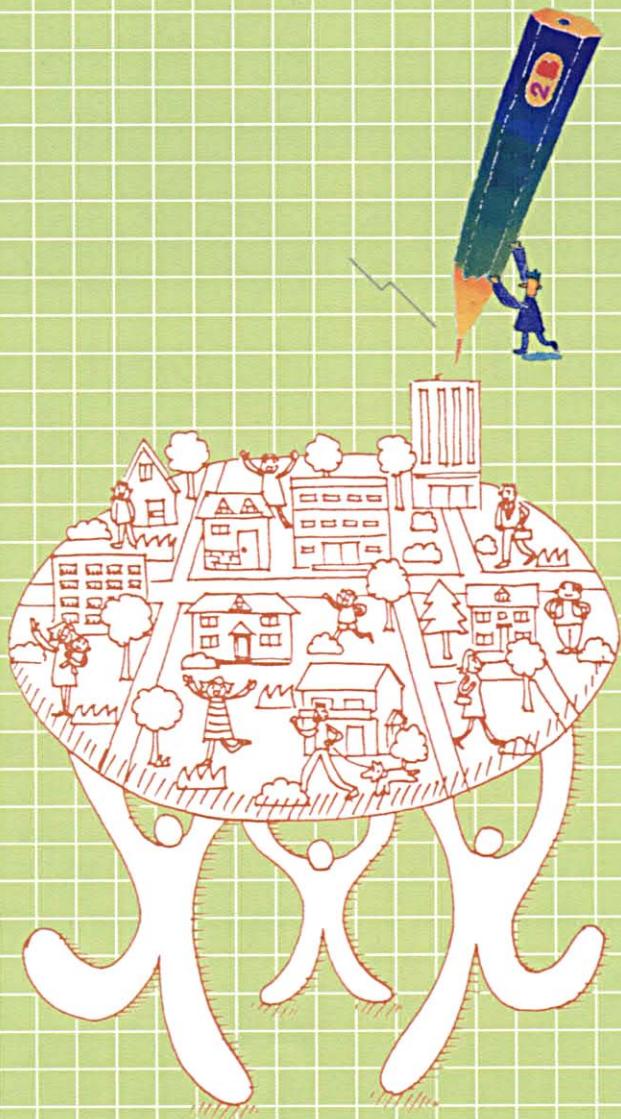


新たな時代における 区市町村社協の 基本ビジョンを展望する。



社会福祉法が施行されたいま、ありためて
すすめるために
「住民主体による福祉フリーランティフクリ」を

Vision Fundamental 基本ビジョンとTCM構想

これからの中協は — 新たな社会福祉法（109条）によると

区市町村社協は、地域福祉の推進役としての役割が明確にされ、

- 福祉事業の企画・実施
- 福祉活動への住民参加の促進
- 連絡調整や、調査、普及・宣伝
- 福祉サービス利用援助（地域福祉権利擁護事業）
等を行うこととされています。

現実の区市町村社協では



● 「事業型社協」の発想のもと、積極的に在宅サービスの事業展開を図ってきており、利用者から評価されるなどの成果をあげているけれど――

➡ サービスの実施に追われていると、ふと、「これじゃあ他のサービス提供団体とどう違うのか」という思いが…。しかも、社協にとってのサービス事業実施の意義が明確にならないままに、委託元である自治体の財政難や介護保険の導入などにより、厳しい経営課題を招きつつあるというジレンマに。

● ボランティアや小地域福祉活動など、インフォーマルな活動の推進に力を入れてきており、徐々に活動は高まりつつあるけれど――

➡ 都市型住民にどのように地域活動の話をもちかければいいの？ 東京ではどんな活動が考えられるの？ そもそも地域にどんなニーズがあるの？ といった疑問の中で、壁につきあたっているところも多い。

● 地域福祉権利擁護事業をスタートさせ、利用者や関係機関等からの期待は高まりつつあるけれど――

➡ そもそも社協にとって権利擁護とは何かも分からぬままの事業開始には大きなとまどいが…。 どんな視点でのぞめばいいのか？ どうつなげていけばいいのか？ 他の社協事業との関係は？

こうした課題や悩みを解決するためには、「そもそも社協の役割とは何か」という原点にかえって考えることが大切。

介護保険や基礎構造改革により、これから社会福祉は利用者や市民の主体性や権利性が問われることになります。つまり、市民が行政や専門職まかせの受け身ではなく、いかに主体的にサービスを選択、利用し、市民の力でよりよいサービスや地域福祉の仕組みを創り出してくかが問われているのです。

社協のもっとも基本的な、大切にしなくてはならない役割は

住民主体による福祉コミュニティづくり

住民が、自らの地域の福祉課題を自分たちの問題として捉え、
共に学び、考え、行動することができる地域社会づくり

★こうした役割は、他のサービス提供団体には期待しにくく、「住民主体」を基本理念とする社協にこそ期待されるものといえます。

この役割、目的にそって、社協が実施するさまざまな事業や活動をいかに活かすか。

この発想が「**基本ビジョン**」(※)の出発点です。

そして、このためにケアマネジメントの手法を活用し、社協らしい展開を図るのが、

「**TCM構想**」です。

★基本ビジョンとTCM構想は、左記の新たな「社会福祉法」が規定する、これから区市町村社協の役割を強化、推進するものとして位置づけられます。

(※ 平成10年に区市町村社協事務局長会が中心となってまとめた報告書)

Vision 介護保険とTCM構想のねらい Fundamental

介護保険の課題

- ① サービスが不足するため、利用者が必要なサービスを選べないという課題
- ② 支援が必要にも関わらず、介護認定で「自立」と判定されたり、認定された範囲のサービスでは足りない人の生活をどう支えるかという課題
- ③ 介護認定が公平で妥当なものになっているか、ケアプランが利用者本位に作成されるのかなど、介護保険の基本的なシステムに関わる課題
- ④ サービスの申請や選択を自らできない人などの権利をどう保障するかという課題
- ⑤ 利用料の負担が重いため、サービスの利用を自ら放棄せざるを得ない人をどう支えるかという課題 などなど

社協に期待される役割

このような介護保険のもつ課題に対し、「住民主体による福祉コミュニティづくり」を基本的な役割とする社協は、単なる“一サービス提供事業者”であつてはならないはずです。具体的には、社協に期待される役割として、以下のような事項が考えられます。

-
- 1 市民に対する制度の広報と学習活動
 - 2 利用支援と権利擁護
 - 3 多様なサービス提供機関の連絡調整
 - 4 トータルなケアマネジメントの構築と実施
 - 5 制度改善に向けての施策提言
 - 6 制度対象外の人々やニーズへの対応

こうした社協ならではの課題へのアプローチは、介護保険に限らず、地域福祉をとりまくさまざまな課題に共通し、それぞれが「住民主体による福祉コミュニティづくり」につながるものといえます。

そこで、① 介護保険への社協らしい適切な対応を図ることなどにより、実践を通じて地域住民に具体的な課題を投げかけ、
②「住民主体による福祉コミュニティづくり」につなげる
ことを目的としたひとつの有力な取り組み手法として、

TCM構想 (トータル・コミュニティケア・マネジメント)
を提起します。

TCM構想のねらい

社協がその基本的な役割として「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめるといつても、住民が自分たちの地域を自分たちの手でよりよくしようと思い立ち、自ら行動できるようにするためにには、まず地域の福祉課題を知らなくてはなりません。そして、その課題に対応している公的なサービスや資源が何であり、そのどこに不足や問題があるかを知ることが、自分たちに何ができるかを考えることにつながります。

社協として、そうした住民の気づきや自発的な行動を支援していくためには、まず社協自らが地域の具体的なニーズをしっかりと把握し、その解決に向けての対応に力を注ぐことが大切です。こうした取り組みを機能的にすすめることができるのが TCM(トータル・コミュニティケア・マネジメント)の主なねらいです。

また、行政や関係機関等に社協の役割を理解してもらい、財源確保を含めて積極的な協力を得るために、「住民主体の福祉活動を推進しています」というだけでは不十分です。とくに近年における自治体の厳しい財政状況の中では、より具体的に見える形での取り組みを伴わなければ十分な評価を得ることは難しいといえるでしょう。こうした意味からも、これからのは在宅サービスの中核であるケアマネジメントに社協らしくトータルな視点から取り組むことは、関係機関の理解と協力の輪を広げていくためにもきわめて有効といえます。

Vision Fundamental

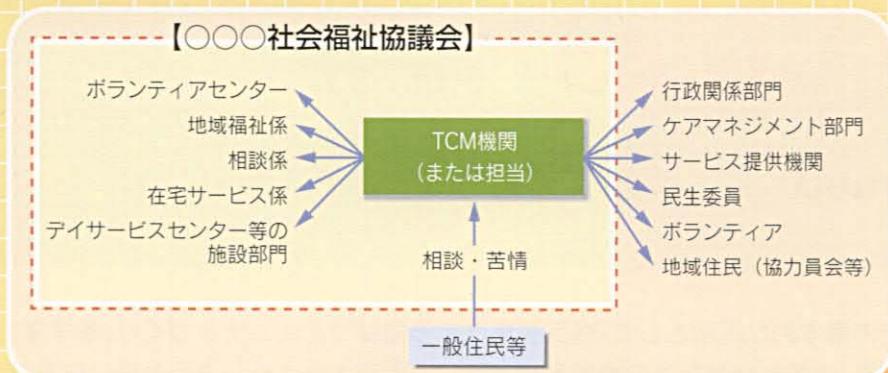
TCM機関(担当)の位置づけと機能

TCM構想では、

社協におけるTCM機能の強化を図るため、『TCM機関』(担当)の設置を提案します。

- ★ TCM機関(またはTCM担当)は、介護保険制度における「居宅介護支援事業」(ケアマネジメント機関)の指定を受けることが考えられますし、可能であれば、在宅介護支援センター等を実施して、これにあてるにも有力な方法といえます。また、発想を変えて地域福祉権利擁護事業や障害者地域生活援助事業を活用することも考えられます。
- ★ あるいは、とくに新たな事業を実施しなくとも、相談やボランティアを担当する係など、具体的なニーズを把握しやすい既存のセクションがこの役割を担うことも可能です。

TCM機関(担当)の位置付け(例)



TCM機関(担当)の機能

TCM機関(担当)に期待される機能

- 相談・ニーズ把握機能
- アセスメント機能
- ケアプラン作成機能
- 公的サービスの調整機能

一般的な
ケアマネジメント機能

一体的な機能の発揮

- インフォーマル活動等への連結機能
- 関係機関のネットワーク機能
- 社協内の総合相談機能
- 苦情の受け付け、施策提言機能
- 情報提供機能、人材育成機能等

社協らしさを活かした
TCM機能

TCMをすすめる上での視点

個別ニーズへの対応を通じてインフォーマルな活動の充実を図る

TCMのねらいは、「住民主体による福祉コミュニティづくり」をすすめることであり、ニーズのきめ細かな把握と対応を図ることにより、課題を地域に投げかけ、住民とともに対応を考える中で、必要な地域活動等につなげていくことが大切です。

権利擁護を基本的な視点におき、エンパワメントや施策提言を重視する

TCMの基本は、「住民こそが地域福祉の主役」ということであり、住民が福祉の権利主体ということですから、その権利をいかに実現するかが問われます。そのためには、本人を力づけて権利行使を助けたり、施策を変えていく取り組みも重要です。

公的サービスとインフォーマル活動の連携と連続性を重視する

TCMの最も大きな特徴は、公的サービスにはなじまないようなニーズに対して、ボランティア活動や小地域福祉活動などにつなげることにより、公的サービスとインフォーマル活動が連携、連続してきめ細かな対応を図ることにあります。

生活全般にわたるトータルなニーズ把握とアセスメントを行う

TCMでは、公的サービスのアセスメント（ニーズの評価）では見過ごされがちな、日常のちょっとした困りごとや心配ごとなどを丁寧に把握し、本人や家族の気持ちをくみ取ってその後の対応につなげることが重要です。

個別ニーズへの対応を通じて関係機関のネットワークの形成を図る

TCMに取り組む中では、公的機関にはなじまないようなニーズにきめ細かく対応することにより、さまざまな関係機関に社協の役割を理解してもらい、信頼関係とネットワークの形成につなげることが大切です。

Vision Fundamental

TCMをすすめる際のポイント



Point 1

あべての社協ご
状況に応じた対応が可能

居宅介護支援事業を実施しな
くても、わが社協独自のTCM
機関という方法も。地域福祉
権利擁護事業も活用して。



Point 2

TCMは手段のひとつご
あつて目的ではない

個別ニーズへの対応がすすむ
だけでなく、いかに住民主体
の地域活動等の活性化につな
がっているかどうかが大切。



Point 3

介護保険は貴重な契機だが
参入のみが目的ではない

ケアマネジメントの仕組みを
有効に活用して、社協らしい
役割（4ページ参照）を果た
すことが大切。



Point 4

在宅サービスの実施の
意義を再確認しよう

サービス実施がきめ細かなニ
ーズ把握や関係機関とのネット
ワークづくりなどの成果に
つながっていますか？



Point 5

事業者と競争するのではなく
ネットワークづくりを

事業者が対応できない部分を
社協が受けとめ、連携体制を
つくることにより、地域にお
ける社協の役割の確立を。



Point 6

条件整備は事業展開を
すすめながら

条件が整わないから一と言つ
ていては何も進みません。実
績を積み重ねることで条件整
備を図るという発想で。



Point 7

権利擁護の課題は
住民とともに考える

権利擁護は決して特殊な課題
ではありません。地域福祉権
利擁護事業こそ、TCMの手法
を駆使して住民とともに推し
進めるものと言えます。



Point 8

役員・職員の
コンセンサス作りが肝心

TCMは社協全体で取り組むテ
ーマです。社協内で目的意識
を共有して、多様な事業を結
びつけることが大切です。



地域福祉権利擁護事業との関係は?

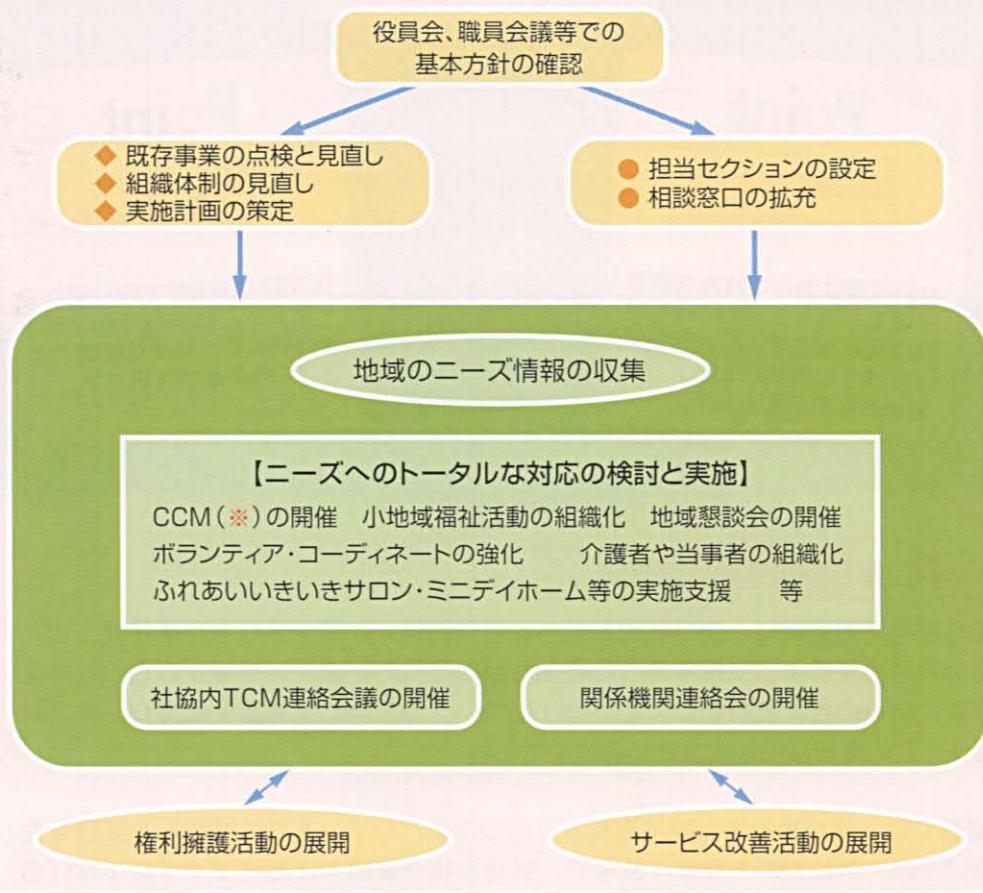
地域福祉権利擁護事業は、痴呆性の高齢者など判断能力が不十分な方が福祉サービスを適切に利用できるよう支援することを主な目的としています。社協がこうした事業を通じて、自らの権利行使しにくい方々についての具体的な問題を把握し、その対応を図ることの意義は決して小さくありません。

TCM構想では、地域福祉権利擁護事業をひとつの核として、そこで把握した課題を住民に投げかけ、共に対応を模索する中で、多様な権利擁護の仕組みづくりにつなげることも有意義です。こうした姿勢こそ、「住民主体による福祉コミュニティづくり」に取り組む社協の「権利擁護」への基本スタンスといえるでしょう。

TCMの取り組みのすすめ方

★すでに都内で26の社協が居宅介護支援事業の実施に踏み切るなど(平成12年6月現在)、TCMに取り組む機運は高まりつつあります。こうした実践をいかに社協らしく展開し、「住民主体による福祉コミュニティづくり」につなげていくか。新たな社会福祉法により「地域福祉の推進役」としての役割が明記されたいま、まさにこれからが社協の真価を問われるときといえるでしょう。

● TCMへの取り組みの標準的なすすめ方



※CCM(コミュニティケア・ミーティング)とは……特定のケースに関わる専門職や地域の関係者等が集い、課題の解決に向けて知恵と力を出し合う場。TCMにより「住民主体による福祉コミュニティづくり」に取り組む社協の典型的な取り組み手法のひとつといえる。

社会福祉基礎構造改革における社協の役割



あらたな1歩を

社協がめざす

「住民主体の福祉コミュニティづくり」への道のりには

無数のアプローチがあります

そのなかでも、できるだけ

- 具体的で、社協らしく
- 時代の状況にマッチし
- 住民や行政、関係機関から理解されやすく
- 社協の条件整備にもつながる

TCMはそんな発想からの提案です

その基本には、社協職員の**コミュニティワーカー**としての

熱意と専門性が必要なことはいうまでもありません

地域福祉の推進役である社協に

いま、あらたなチャレンジが求められています

このパンフレットの内容は、以下の4つの報告書に詳しく掲載されています。

- 社協機能の活性化をめざして～在宅福祉サービスの戦略的展開（平成10年3月）
- 区市町村社協における今後の事業展開の方向性について（基本ビジョン）（平成10年4月）
- 社会福祉協議会と権利擁護（平成11年3月）
- 新たな時代における「住民主体の福祉コミュニティづくり」をすすめるために（平成12年3月）

編集・作成： 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7172 (担当：福祉部 地域・高齢担当)

このパンフレットは、東京都共同募金会からの配分金により作成しました